

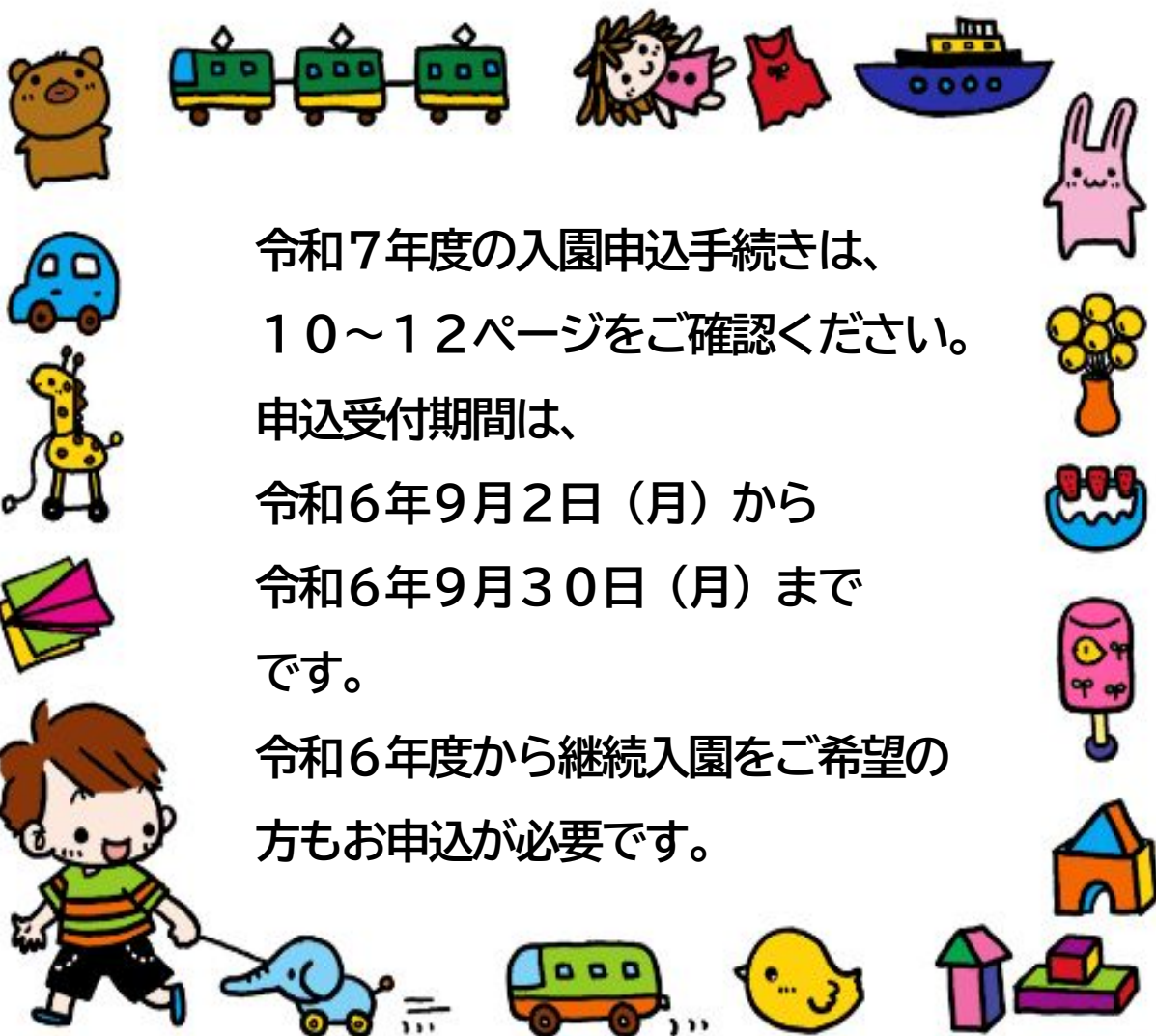
令和7年度版 認定こども園等 入園のしおり



会津美里町教育委員会

こども教育課 こども教育係

TEL 0242-55-0344



令和7年度の入園申込手続きは、
10～12ページをご確認ください。

申込受付期間は、

令和6年9月2日（月）から
令和6年9月30日（月）まで
です。

令和6年度から継続入園をご希望の
方もお申込が必要です。

目次

1	年齢・クラスの実扱い	1ページ
2	教育・保育給付認定	2～4ページ
3	利用者負担額(保育料)	4～7ページ
4	認定こども園給食費	8ページ
5	町立認定こども園	9ページ
6	町立認定こども園の入園申込・選考・入園決定	10～12 ページ
7	広域入所	13～14 ページ
8	預かり保育・一時預かり・認可外保育施設等	14～16 ページ
9	その他留意事項等	16 ページ
10	町内認定こども園等マップ	17 ページ
11	本しおりに関するお問合せ	18 ページ

※目次の2～6について、認可外保育施設には適用されません。



1 年齢・クラスの実扱い

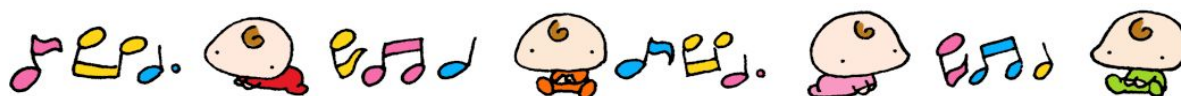
令和7年度のクラス年齢は、児童の生年月日により、次の表のとおり取り扱います。

クラス年齢	生年月日
0歳児クラス	令和6年4月2日以降
1歳児クラス	令和5年4月2日～令和6年4月1日
2歳児クラス	令和4年4月2日～令和5年4月1日
3歳(年少)児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日
4歳(年中)児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日
5歳(年長)児クラス	平成31年4月2日～令和2年4月1日

※町内の認定こども園では、0歳児は生後6カ月からご入園可能となります。

町外の施設の受入年齢については、当該施設の規定により異なります。

また、「満3歳児」とは、満3歳に到達した(3歳の誕生日以降の)児童のことをいいます。



2 教育・保育給付認定

教育・保育給付認定とは、町が保護者からの申請を受けて、保育の必要性の有無や児童の年齢に応じて、以下の3つの区分のいずれかに認定するものです。この認定を受けることにより、国の定めにより各園に適用される公定価格(教育・保育に関する基本単価及び各種加算分)のうち、利用者負担額(保育料)を超えた分について、町が各園へ支払い、保護者の負担を軽減します。

○認定区分について

認定こども園、認可保育所、幼稚園、地域型保育施設を利用する場合には、利用のための「認定」を受ける必要があります。なお、認定された区分によって利用できる施設が異なります。

認定区分	保育必要量	対象者	利用できる施設
1号認定	教育標準時間	満3歳以上で教育を希望する場合 ※保育の利用はできません。	認定こども園、幼稚園
2号認定	保育短時間、保育標準時間	満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合	認定こども園、認可保育所
3号認定	保育短時間、保育標準時間	満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合	認定こども園、認可保育所、地域型保育施設

※2歳児クラスの児童については、満3歳の誕生日の前日までに、町において3号認定から2号認定への切替を行い、保護者へお知らせします。この切替に関しては、お手続きはご不要です。

※「保育を必要とする事由」については、3ページをご覧ください。

○保育必要量について（1・2・3号認定）

上記の1～3号の区分とあわせて保育必要量を決定します。

保育必要量には「教育標準時間」、「保育標準時間」、「保育短時間」の3つの区分があります。保護者の保育を必要とする事由や就労時間等により認定します。

保育必要量区分	利用時間	保育を必要とする事由等
教育標準時間	8:30～14:30	
保育標準時間	7:00～18:00 (11 時間)	就労(月 120 時間以上)、妊娠・出産、疾病等、病人等の介護等、災害復旧、就学・職業訓練(月 120 時間以上)、虐待・DV等
保育短時間	8:00～16:00 (8 時間)	就労(月 64 時間以上 120 時間未満)、求職活動、就学・職業訓練(月 64 時間以上 120 時間未満)、育児休業取得等

※利用時間外の利用は、別途延長保育料がかかります。詳細は「延長保育について」(9ページ)をご覧ください。

※就労・就学の場合、実労働時間に1日の拘束時間や通勤時間(こども園等と職場の往復に要する時間)及び常態的な残業時間等を含んで認定します。



○教育・保育給付認定の変更について（1・2・3号認定）

保育を必要とする事由、保育必要量、認定期間等の変更が必要な場合は、速やかに在籍のこども園へお申し出ください。内容によって必要なお手続きをご案内いたします。

【主な変更例】

- ・産前産後休暇の取得により、保育を必要とする事由を「就労」から「妊娠・出産」へ変更する場合
- ・育児休業の取得により、保育を必要とする事由を「妊娠・出産」から「育児休業取得等」へ変更する場合
- ・退職により、保育を必要とする事由を「就労」から「求職活動」へ変更する場合
- ・就労先で雇用期間が延長されたことにより、認定期間を変更(延長)する場合
- ・就労先や就労時間の変更により、保育標準時間認定から保育短時間認定へ変更する場合(逆の場合も)
- ・1号認定から2号認定へ切り替える場合(逆の場合も) など

○保育を必要とする事由について（2・3号認定）

保育認定(2・3号認定)を受けるには、下記の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。また、その事由により、保育必要量や認定の有効期間が異なります。

入園理由	保育を必要とする具体的要件
就 労	父母が就労(内職を含む)をしている場合 ・会社等に就労 ・居宅内外での自営、農業、内職等
妊娠・出産	母親が妊娠中または出産後で安静が必要な場合 ・出産前2ヶ月～出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで
疾 病 等	保護者が病気、負傷、または心身に障がいがある場合
病人等の介護等	保護者が長期間にわたり、常時、親族を介護・看護している場合
災 害 復 旧	災害等の復旧の場合 ・火災、風水害、地震等により家屋を失ったり破損したため、その復旧のあいだ 児童の保育ができない場合
求 職 活 動	日中求職活動をしている(起業準備等も含む)場合 ※最長2ヶ月間・特別な事情がない限り延長なし
就学・職業訓練	学校または職業訓練校等に就学している場合 ※自動車学校、自宅学習や趣味の講座、カルチャースクールを除く
虐待・DV	虐待やDVの恐れがある場合
育児休業取得等	育児休業取得中に、既にこども園等を利用している児童がおり、継続利用が必要である場合
そ の 他	その他、上記に類する事由として町長が認める場合

○認定有効期間と保育実施期間について（2・3号認定）

「保育を必要とする事由」により、こども園等を利用できる期間が異なります。

保育を必要とする事由	教育・保育給付認定有効期間	保育実施期間
就労、疾病等、病人等の介護等、災害復旧、虐待・DV	2号認定(満3歳～5歳) 原則として小学校就学まで	当該年度の3月 31 日まで
	3号認定(0歳～2歳) 原則として満3歳の誕生日の前々日まで	
妊娠・出産	出産前2ヶ月～出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで	
求職活動	原則として最長2ヶ月間	
就学・職業訓練	保護者の卒業(修了)予定日の属する月の月末まで	
育児休業取得等	「出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月」の翌月初日から就労復帰日まで。ただし、出産日から1年を超えて育児休業を取得する場合は、職場から「育児休業証明書」を取得していただくこととなります。 ※就労復帰が前提ですので、退職された場合は別途お手続きが必要です。	

3 利用者負担額(保育料)

○利用者負担額(保育料)の算定方法について（1・2・3号認定）

認定こども園、認可保育所、幼稚園、地域型保育施設を利用する場合の利用者負担額(保育料)は、原則として児童の保護者(父母)の市町村民税所得割課税額の合計額に応じて階層を決定し、月額を定めます。

ただし、児童の保護者の他に、児童を実質的に扶養している家計の主宰者(祖父母等)がいると判断される場合には、その方の市町村民税所得割課税額も合算して階層を決定します。

※利用者負担額(保育料)は、保育必要量(保育標準時間、保育短時間)によって異なります。

※転入や単身赴任等により、保護者の課税額が確認できない場合(確認に必要な書類のご提出がない場合)や、税の申告をされていない場合は、最高階層により利用者負担額(保育料)を決定します。

なお、町内の私立認定こども園(認定こども園ひかり、認定こども園きぼう)に入園する場合や、町外の施設(認定こども園、認可保育所、幼稚園、地域型保育施設)へ広域入所する場合においても、利用者負担額(保育料)や軽減措置は、会津美里町で決定し、7ページまでに記載のとおりとなります。(ただし、7ページの納付方法は施設により異なります。)

○利用者負担額(保育料)の切替え時期について

4月から8月分までの利用者負担額(保育料)は令和6年度市町村民税所得割課税額を基に決定します。毎年9月が利用者負担額(保育料)の切替え時期となり、9月から翌年3月分までは令和7年度市町村民税所得割課税額により決定します。ただし、税額の更正等が生じた場合は、随時、利用者負担額(保育料)の変更をおこないます。

毎年9月に利用者負担額（保育料）を再算定（切替）します！

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度（令和5年分） 市町村民税所得割課税額により決定					令和7年度（令和6年分） 市町村民税所得割課税額により決定						

○幼児教育・保育の無償化について

令和元年 10 月 1 日から、国の制度により、幼児教育・保育の無償化が始まり、一部の児童について、利用者負担額(保育料)が0円となりました。

【無償化の対象となる児童】

認定こども園、認可保育所、幼稚園、地域型保育施設を利用する児童のうち、

- ・すべての3～5歳児
- ・市町村民税非課税世帯の0～2歳児

※2歳児クラスの2号認定児童で、市町村民税非課税世帯でない場合は、令和7年度末まで利用者負担額(保育料)がかかります。



○利用者負担額(保育料) 月額表

【1号認定(教育標準時間)】

年齢	利用者負担額(月額)
満3歳児～5歳児	無償(0 円)

【2号認定(保育標準時間・保育短時間)】

年齢	利用者負担額(月額)	
3歳児～5歳児	保育標準時間	保育短時間
	無償(0 円)	

【2歳児クラスの2号認定(満3歳児)及び3号認定(保育標準時間・保育短時間)】

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)	
階層区分	定 義		保育標準時間認定	保育短時間認定
保護者等の階層	第 1 階層	生活保護世帯	0 円	0 円
	第 2 階層	市町村民税非課税世帯	0 円	0 円
		ひとり親世帯等	無償(0 円)	無償(0 円)
	第 3 階層	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	8,800 円	6,100 円
		ひとり親世帯等	9,800 円	7,100 円
	第 4 階層(A)	市町村民税所得割課税額 57,700 円未満	19,000 円	13,800 円
	第 4 階層(B)	市町村民税所得割課税額 77,101 円未満	19,000 円	13,800 円
	第 4 階層(C)	市町村民税所得割課税額 97,000 円未満	19,000 円	13,800 円
	第 5 階層	市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	33,000 円	24,000 円
	第 6 階層	市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	40,000 円	29,000 円
	第 7 階層	市町村民税所得割課税額 397,000 円未満	43,000 円	31,200 円
	第 8 階層	市町村民税所得割課税額 397,000 円以上	60,000 円	43,600 円

○利用者負担額(保育料)の軽減について

5ページの階層表の月額について、以下に示す軽減措置に該当する場合は、軽減を受けることができます。

軽減措置は、国の制度と、町独自の制度(国の制度への上乗せ措置)があります。



〈国の制度による利用者負担額(保育料)の軽減〉

平成 28 年度の国の税制改正により、

年収約 360 万円未満相当の世帯(※1)への利用者負担額(保育料)の軽減措置が拡充されています。

① 多子世帯への軽減措置

0～2歳児について、市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満の場合に限り、保護者と生計を一にする(※2)児童であれば、年齢にかかわらず多子世帯の利用者負担額(保育料)の軽減の対象になります。年齢の高い順から第1子、第2子、第3子以降とし、第1子は全額負担、第2子は半額負担、第3子以降は無料となります。

0～2歳児	
階層区分	保護者等の市町村民税所得割課税額
第3～第4階層(A)	57,700 円未満

②ひとり親世帯、障がい児(者)世帯等(※3)への軽減措置

0～2歳児について、保護者等の市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満のひとり親世帯、障がい児(者)世帯等である場合は、第1子は半額負担、第2子以降は無料となります。

0～2歳児	
階層区分	保護者等の市町村民税所得割課税額
第3～第4階層(B)	77,101 円未満

※1 年収 360 万円未満相当の世帯とは

ひとり親世帯等の場合・・・市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満(第2～第4階層(B)の区分)

上記以外の世帯の場合・・・市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満(第2～第4階層(A)の区分)

※2 「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、長期の休み等には帰省をして、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」とものとします。なお、入園児童の兄弟が別居している(例:住所を異動して、大学等に進学をしている場合等)軽減を希望する場合は、「認定こども園保育料軽減に関する申出書」を提出してください。

※3 ひとり親世帯、障がい児(者)世帯とは

当該児童の保護者が婚姻していない場合(事実婚を除く)や、当該児童の世帯に、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる場合、また、特別児童扶養手当受給対象者や障害年金受給対象者がいる場合に該当となります。該当となるには、入園のお申込時に申出(教育・保育給付認定(現況)申請書の該当欄へのチェック☑及び必要書類等の提出)が必要です。

〈町独自の制度による利用者負担額(保育料)の軽減〉



あいづみさと多子世帯保育料軽減事業

多子世帯における利用者負担額(保育料)を軽減する町独自の施策として、所得等(市町村民税所得割課税額)にかかわらず、すべての階層を対象として、中学3年生までの児童が2人以上いる世帯で、その年齢の高い順から第1子、第2子、第3子以降とし、第1子は全額負担、第2子は半額、第3子以降は無料としています。

ただし、保育料を滞納している場合は、軽減の対象とならない場合があります。

○利用者負担額(保育料)の納付について

1 納付方法について

◆原則として、口座振替によりお支払いいただきます。毎月末日(休日の場合は翌営業日)が引落日です。

◆新規入園等で、引落口座のご登録がお済でない場合は、町から口座登録用紙(「会津美里町町税等口座振替自動払込利用申込書」)をお渡ししますので、金融機関へ提出してください。

金融機関へのご提出後、口座振替処理の完了まで日数を要しますので、届き次第お早めにお手続きをお願いいたします。初回の納期限までに口座振替処理が完了しなかった場合は、町から送付する納付書によりお支払いいただくこととなります。

◆昨年度までの在園児等で、すでに口座振替のお手続きが済んでいる場合は、年度が変わっても同じ口座から引落しとなります。(新規入園の弟妹分も同じ口座から引落しとなります。)

2 未納(滞納)が発生した場合

◆納期限内にお支払いいただけなかった場合は、町から督促状と納付書が送付されます。督促状の納期限内に納付書によりお支払いください。

◆督促状の納期限内にお支払いいただけなかった場合は、児童の出席停止又は退園を命じる場合があります。

また、電話催告、家庭や職場への訪問、職場への給与照会、滞納整理処分(財産調査・給与差押え等)を行う場合があります。

3 その他

◆月途中での入・退園の場合は、日割計算により利用者負担額(保育料)を決定します。

◆あらかじめ「休園届」を在籍のこども園に提出した上で、同一月内において連続して16日以上を欠席し、町が欠席の事由をやむを得ないものと認めた場合は、該当月の利用者負担額(保育料)が半額に減額されます。(診断書等の証明書類が必要な場合があります。)

◆月途中で保育認定区分(1号⇔2号)や保育必要量(保育標準時間、保育短時間)を変更した場合や、世帯員の異動(離婚、婚姻等)があった場合、保護者が税の修正申告を行った場合等は、異動のあった日の翌月(初日の場合は当月)から利用者負担額(保育料)を再算定します。



4 認定こども園給食費

認定こども園給食費は、主食費(ご飯、パン等)と副食費(おかず、おやつ等)に分かれます。

1号認定・2号認定児童:おかずやおやつ等の給食費(副食費)が実費負担となります。

3号認定児童:利用者負担額(保育料)の一部として徴収されているため、「こども園給食費」としての徴収はありません。

区 分		認定こども園給食費
1号認定	主食費	無償化(町独自による免除)
	副食費	実費徴収(月額 4,000 円程度)
2号認定	主食費	無償化(町独自による免除)
	副食費	実費徴収(月額 4,500 円)
3号認定	主食費	保育料の一部として徴収
	副食費	保育料の一部として徴収

※1号認定児童の副食費月額は、原材料費等を踏まえて令和7年3月頃に決定し、保護者へお知らせします。

2号認定児童の副食費月額は、国の基準により月額 4,500 円としています。

○こども園給食費の免除について

上記の表の月額について、以下に示す免除措置に該当する場合は、こども園給食費が免除されます。

免除措置は、国の制度と、町独自の制度(国の制度への上乗せ措置)があります。

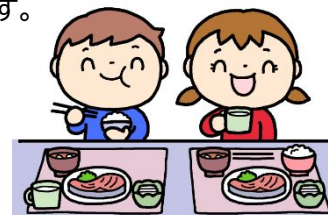
〈国の制度による(副食費)免除対象者〉

◆年収約360万円未満相当の世帯

- ・市町村民税所得割課税額 57,700 円未満の世帯(1・2号認定共通)
- ・市町村民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯(1号認定のみ)
- ・市町村民税所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯、障がい児(者)世帯(2号認定のみ)

◆所得に関わらず第3子以降の児童

- ・世帯内で小学校就学前までの児童のうち、第3子以降の児童(例:兄5歳、姉4歳、本児3歳)



〈町独自の制度による(主食費・副食費)免除対象者(国の制度への上乗せ免除措置)〉(1・2号認定)

子育て環境のさらなる充実を図るため、町独自に給食費(主食費・副食費)の免除をおこなっています。

◆所得に関わらず1号認定・2号認定の主食費

◆あいづみさと多子世帯保育料軽減事業(7ページ)に該当する第3子以降の児童の副食費

※世帯状況の変更に伴い、年度の途中で免除・免除対象外の決定が変更になる場合があります。

※保護者のほかに家計の主宰者がいる場合は、その方の市町村民税所得割課税額を合算します。

○こども園給食費の納入方法等

原則として、利用者負担額(保育料)と同様に、月末に当月分を口座振替により徴収します。

新規入園の場合や、令和7年度に3歳児となり初めてこども園給食費が徴収される場合等で、こども園給食費の口座引落の登録がお済でない場合は、入園決定後に町から案内される「会津美里町町税等口座振替自動払込利用申込書」を金融機関へ提出してください。

※基本的に、利用者負担額(保育料)と同様ですので、7ページをご参照ください。

※「保育料」の引落口座を登録しており、「こども園給食費」を同じ口座から引落しする場合でも、「こども園給食費」として新たに振替口座の登録手続きが必要です。

5 町立認定こども園

○施設情報

施設名	定員	所在地・電話	開園曜日・時間
本郷こども園	1号認定:30名 2・3号認定:180名	字北川原 18-1 乳児部棟(☎56-3429) 幼児部棟(☎56-4683)	1号認定:午前8時30分～午後2時30分 (土・日・祝日除く、春・夏・冬休みあり)
新鶴こども園	1号認定:15名 2・3号認定:145名	米田字堂ノ後甲 150-1 ☎78-2007	2・3号認定:午前7時～午後7時 (日・祝日除く)

○サービス内容等について（1・2・3号認定）

施設名	認定区分	サービス内容
本郷こども園 新鶴こども園	1号認定	3～5歳児は送迎バスあり ※送迎できる地域が決まっていますので、各認定こども園にお問合せください。
	2・3号認定	延長保育・土曜保育あり 事前申請等が必要ですので、各こども園で手続きをおこなってください。 ならし保育あり 児童の心身の状態を考慮して、保育環境に慣れるまで、最長2週間、ならし保育の期間を設けることができます。(保育料等の費用が発生します。)

○延長保育について（2・3号認定）

保育必要量(保育標準時間:7:00～18:00、保育短時間:8:00～16:00)を超過して保育が必要な場合は、延長保育サービスを実施しています。利用にあたっては、事前申請が必要です。

料金は次月分の利用者負担額(保育料)に上乗せして徴収します。(3月利用分のみ納付書を発行します。) また、延長保育料は、無償化の対象外ですので、すべての児童にかかります。

保育必要量区分	延長保育利用時間	延長保育利用料金
保育標準時間	18:00～19:00	200円/日(上限2,500円/月)
保育短時間	早朝 7:00～8:00	100円/時間(限度額なし) ※利用時間分の料金が発生します。
	夕方 16:00～19:00	

○苦情・相談について

町では、認定こども園を利用するにあたり、利用者からの苦情に適切に対応することにより、町と利用者の信頼関係を確保することを目的として、認定こども園に苦情申出窓口を設置しています。

苦情等がありましたら、まずは、各認定こども園の苦情受付担当の副園長又は主任にご相談ください。
また、民生児童委員へご相談いただくこともできますので、ご希望の場合はこども教育課へお知らせください。



6 町立認定こども園の入園申込・選考・入園決定

入園申込は、毎年行っていただきます。(令和6年度在園児童も、令和7年度入園申込が必要です。)
入園の調整は、毎年行いますので、令和6年度在園児童が優先されるわけではありません。
令和7年4月中のご入園(継続入園を含む)をご希望の場合は、必ず期限内に必要な書類を不備のない状態で提出してください。期限後に提出された場合は、利用調整の優先順が下がる場合があります。

○入園申込ができる方(次のいずれかに該当する方)

・申込時点で、保護者及び児童が会津美里町内に住所を有すること(住民登録があること)

※原発避難者特例法に基づく避難者は、町民と同様に扱います。

・申込時点では保護者及び児童が会津美里町内に住所を有しないが、入園日までに会津美里町内に転入予定であること

※入園日までに転入されない場合は、入園取消となります。

☆入園したい児童が出生前(申込時点で保護者が妊娠中)であっても、母子健康手帳が交付されていれば申込が可能です。令和7年度中の入園を希望する場合は、必ず下記の申込期限内にお申込ください。

○入園申込から入園決定までの流れ

(令和7年4月1日から令和7年4月30日までに入園希望の場合 ※継続入園を含む)

① 入園申込 (令和6年9月2日(月)から令和6年9月30日(月)まで)

※ 申込前にこども園を見学されたい場合は、事前にこども園へ電話連絡してください。

↓

② 書類等の確認 (令和6年10月～12月)

こども園やこども教育課にて入園申込書類の内容を確認します。

不明点や不備がある場合は、修正や追加提出をお願いする場合があります。



↓

③ 利用調整 (令和6年12月～令和7年2月)

各園では、定員や職員配置により、クラスごとに利用できる児童数に限りがあることから、受入れ可能な児童数を超えた場合は、保育の必要性等を踏まえて優先順位を決め、利用調整を行います。

※上記①の期限内のお申込については、先着順や抽選で優先順位を決めることはありません。

※利用調整の結果、ご入園いただけない場合があります。特に、0～2歳児は、定員に対してお申込が多く、入園しにくい状況です。あらかじめ育児休業の取得延長等をご検討ください。

↓

④ 入園決定 (令和7年2月中旬頃)

入園(不)承諾書、教育・保育給付認定証を送付します。

※園の職員(保育士等)の確保状況によっては、入園決定が遅れる場合があります。

↓

⑤ 入園説明会 (令和7年2月下旬頃)

令和6年度当初から入園の児童を対象とした説明会を開催します。日程は別途お知らせします。

↓

⑥ 利用者負担額(保育料)、こども園給食費の決定 (令和7年3月下旬頃)

利用者負担額(保育料)、こども園給食費決定通知書を送付します。

↓

⑦ 入園式 (令和7年4月上旬) ※感染症の拡大状況等により、規模縮小又は中止の場合があります。

○入園申込の際に提出する書類

(令和7年4月1日から令和7年4月30日までに入園希望の場合 ※継続入園を含む)

提出書類をすべてそろえて、下記表のとおり提出してください。なお、提出書類は、不備や不足のない状態となった段階での受付としますので、日程に余裕をもってお申し込みください。やむを得ない事情により、期限内に申込みができない場合は必ず事前にこども園またはこども教育課へお知らせください。

項目／ 認定区分	1号認定(教育標準時間)	2・3号認定(保育短時間・保育標準時間)
配付及び 受付期間	配付：令和6年9月2日(月)開始 受付：令和6年9月2日(月)～令和6年9月30日(月) ※期限厳守	
申込書類の 配付場所	本郷こども園、新鶴こども園、こども教育課(本庁舎1階⑨窓口)	
提出場所	入園を希望するこども園(第1希望のこども園 又は こども教育課) ※ご提出受付時間:平日の8:30～17:00	
提出書類	①入園許可申請書 ②教育・保育給付認定(現況)申請書 ③同意書(新規入園の場合のみ)	①入園許可申請書 ②教育・保育給付認定(現況)申請書 ③同意書(新規入園の場合のみ) ④保育を必要とする事由を証明する書類(※1) ⑤その他必要書類(※2)

※複数の児童の申込をする場合、提出書類のうち、①と②は児童ひとりにつき1部、
③～⑤は世帯で1部提出してください。

(※1)保育を必要とする事由を証明する書類

該当する事由に応じて、次の書類を提出してください。(原則として児童の父母両方の分が必要です。)

保育を必要とする事由	提出書類
就労	就労証明書(こども園、こども教育課で配付) ※シフト勤務の方は、直近のシフト表を添付してください。 ※就労証明書は令和6年9月1日以降に証明を受けたものとしてください。
妊娠・出産	母子健康手帳のコピー(保護者氏名記載ページと出産予定日記載ページ)
疾病等	医師による保育ができない旨の診断書等 または 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のコピー
病人等の介護等	介護、看護される方の診断書 または 介護保険被保険者証のコピー
災害復旧	罹災証明書
求職活動	就労予定確約書(こども園、こども教育課で配付)
就学・職業訓練	在学証明書のコピー、学生証のコピー、カリキュラムの確認できる書類
虐待・DV	(必要に応じて)町保健師の意見書等
育児休業取得等	母子健康手帳のコピー(出生証明記載ページ)、 育児休業証明書(こども園、こども教育課で配付) ※出産後1年を超えて育児休業を取得する場合のみ
その他	町が必要と認める書類等

(※2)その他必要書類

- ・6ページの※1及び※2に該当する場合:認定こども園保育料軽減に関する申出書
- ・6ページの※3の障がい児(者)世帯に該当する場合:身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当または障害年金受給を証明する書類のコピー

○年度途中の入園について(令和7年5月1日以降に入園希望の場合)

(一部再掲)

入園したい児童が、出生前(申込時点で保護者が妊娠中)であっても、母子健康手帳が発行されていれば入園申込が可能です。令和7年度途中の入園を希望する場合は、令和6年9月2日(月)から令和6年9月30日(月)の間に申し込みください。

令和6年10月1日以降も随時申込は受け付けますが、利用調整が必要となった場合に、上記期限内に申し込んだ方よりも優先順が下がる場合があります。

※上記期限内のお申込については、保育の必要性等を踏まえて優先順を決定します。先着順や抽選で優先順位を決めることはありません。

【年度途中入園の流れ】

① 途中入園希望届の提出 (令和6年9月2日(月)から令和6年9月30日(月)まで)

「途中入園希望届(令和7年度途中入園用)」を第1希望のこども園又はこども教育課へ提出してください。※各こども園またはこども教育課で配付しております。

② 途中入園の可否の確認 (入園希望日の3ヵ月前)

こども教育課へお電話連絡等により、入園の可否を確認してください。入園可能である場合は、入園申込書類の提出をご案内いたします。

③ (途中入園可の場合) 入園申込書類の提出、園との面談 (入園希望日の1ヵ月前頃)

入園申込書類一式(11 ページ参照)をこども園またはこども教育課へ提出し、園と事前の面談を行ってください。

④ 入園

町から、教育・保育給付認定や保育料等をお知らせする書類を送付します。

《 重 要 》

途中入園希望届は、入園を確約するものではありません。入園希望時点での定員や保育士等の確保の状況によっては、ご入園いただけない場合があります。特に、0～2歳児は、定員に対してお申込が多く、入園しにくい状況です。あらかじめ育児休業の取得延長等をご検討ください。



7 広域入所

○広域入所について

就労場所が遠方であることや里帰り出産等の理由により、お住まいの(住民登録のある)市区町村以外の施設(認定こども園、認可保育所、幼稚園、地域型保育施設)へ入所することを「広域入所」といいます。

広域入所をご希望の場合は、前ページまでと一部異なる取扱いとなりますので、ご注意ください。

会津美里町内外への住所変更後もこれまでの施設に通いたい場合は、広域入所のお手続きが必要となりますので、住所変更日が未定の段階であっても、必ず事前に住所変更前・後の市区町村の保育担当部署へご連絡ください。

○会津美里町に住民登録のある児童が、会津美里町外の施設へ入所したい場合

【入所の流れ】

入所希望日の属する月の前々月初日(例:令和7年6月1日入所希望であれば、令和7年4月1日)までに、会津美里町こども教育課へ、広域入所したい旨をご連絡ください。

※施設所在地の市区町村への協議が必要であることから、お早めにご連絡いただくこととしております。

↓

会津美里町こども教育課にて入所希望施設の空き状況を確認し、保護者へ必要書類の提出をご案内します。

また、会津美里町にて教育・保育給付認定を行い、利用者負担額(保育料)を決定します。

↓

(1号認定の場合)保護者から施設へ直接入所申込をしてください。

(2・3号認定の場合)会津美里町から施設所在地の市区町村へ広域入所の協議書を送付します。

施設所在地の市区町村において利用調整(入所の可否決定)を行い、会津美里町へ広域入所の承諾書(または不承諾書)が送付されます。

その後、会津美里町から保護者へ入所の可否をご連絡します。

↓(入所できる場合)

保護者から施設へ連絡し、入所前に面談を行い、入所となります。

【留意事項】

・利用調整(入所の可否の決定)は、施設所在地の市区町村が行いますので、入所できない場合があります。特に、会津美里町外の市区町村でも、0～2歳児は定員に対してお申込が多く、入所ににくい状況となっております。

・利用者負担額(保育料)は、会津美里町が決定します。月額や軽減措置は、4ページ～7ページに記載のとおりです。お支払いについては、認可保育所であれば会津美里町へ、その他の施設であれば施設へ納めていただきます。

・利用者負担額以外の経費(給食費、延長保育料、保護者会費等)は、施設ごとの規定によります。



○会津美里町に住民登録のない児童が、会津美里町内の認定こども園へ入園したい場合

【入園の流れ】

お住まいの(住民登録のある)市区町村の保育担当部署にて、教育・保育給付認定を受けてください。
併せて、会津美里町内の施設へ入所したい旨を申し出てください。

↓

保護者またはお住まいの市区町村保育担当部署から会津美里町こども教育課へ、入園の可否(空き状況等)を確認してください。

↓(入園できる場合)

(1号認定の場合)保護者から認定こども園へ直接入園申込をしてください。

(2・3号認定の場合)お住まいの市区町村から会津美里町へ広域入所の協議書が送付されます。

その後、会津美里町からお住まいの市区町村へ広域入所の承諾書を送付します。

お住まいの市区町村から保護者へ、会津美里町から承諾を受けた旨が知らされます。

↓

保護者から認定こども園へ連絡をとり、入園前に面談を行ってください。その後、入園となります。

※利用者負担額(保育料)は、お住まいの市区町村で決定されます。利用者負担額以外の経費(給食費、延長保育料、保護者会費等)は、入園するこども園の規定によります。

※在園期間を当初の予定と変更したい場合は、お住まいの市区町村及び認定こども園へお知らせください。

8 預かり保育・一時預かり・認可外保育施設等

○子育てのための施設等利用給付

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設され、預かり保育や認可外保育施設等の利用料の一部に対し、無償化の範囲が拡大されました。

ただし、2ページに記載の2号認定及び3号認定を受けている児童や、以下に記載する企業主導型保育事業を利用している場合は、「子育てのための施設等利用給付」の給付対象外となります。

また、施設等利用給付費該当の事業等を複数利用する場合は、複数利用分を合算して上限額までの給付となる場合があります。

○新制度未移行幼稚園を利用する場合

【該当施設】

町内:該当施設なし

町外:富岡幼稚園(会津若松市) など

【対象児童】

満3歳児～5歳児(新1号認定)

【給付額】

施設の定める保育料のうち、月額25,700円まで。 ※延長保育料や給食費など実費徴収分は対象外。

【給付を受ける方法】

会津美里町こども教育課へ事前連絡の上、町が定める「施設等利用給付認定申請書」を提出し、施設等利用給付認定を受けてください。

【副食費の補足給付】

低所得と認められる場合等に限り、月額4,500円を上限として、園に支払った給食費のうち、副食費(実費徴収分)を償還払いにより保護者へ給付します。申請方法は、こども教育課へお問合せください。



○認可外保育施設等を利用する場合

【該当施設】

町内:該当施設なし

町外:プリスクール水輝(会津若松市) など

【対象児童】

0～2歳児(新3号認定)、3～5歳児(新2号認定)

※0～2歳児(新3号認定)については、住民税非課税世帯のみ対象となります。

【給付額】

0～2歳児(新3号認定)：保育料のうち、月額42,000円まで。

3～5歳児(新2号認定)：保育料のうち、月額37,000円まで。

※いずれの場合も、延長保育料や給食費など実費徴収分は対象外です。

【給付を受ける方法】

会津美里町こども教育課へ事前連絡の上、町が定める「施設等利用給付認定申請書」を提出し、施設等利用給付認定を受けてください。

なお、認定を受けるためには、3ページに記載する「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。これに該当せず利用する場合は、保育料は保護者負担となります。



○預かり保育を利用する場合

【該当施設】

町内:認定こども園ひかり・きぼう ※本郷・新鶴こども園では実施しておりません。

町外:預かり保育を実施している認定こども園、幼稚園

【対象児童】

・2ページの1号認定を受けている満3歳児～5歳児

・14ページの新1号認定を受けている満3歳児～5歳児

※いずれの場合も、満3歳児(2歳児クラスの児童)については、住民税非課税世帯のみ対象となります。

【給付額】

満3歳児：利用日数×450円。ただし、月額上限を16,300円とする。

3～5歳児：利用日数×450円。ただし、月額上限を11,300円とする。

※利用料金は、施設ごとの規定によります。

【給付を受ける方法】

会津美里町こども教育課へ事前連絡の上、町が定める「施設等利用給付認定申請書」を提出し、施設等利用給付認定を受けてください。

なお、認定を受けるためには、3ページに記載する「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。これに該当せず、私事都合(買い物、美容室、短期間の家族介護等)で利用する場合は、給付の対象とならず、利用料金は保護者負担となります。

○一時預かり事業を利用する場合

【該当施設】

町内:認定こども園ひかり・きぼう、子育て支援センター ※本郷・新鶴こども園では実施しておりません。

町外:一時預かり事業を実施している施設

【対象児童】【給付額】【給付を受ける方法】

上記「認可外保育施設等を利用する場合」と同様です。

私事都合(買い物、美容室、短期間の家族介護等)でのご利用は、給付の対象とならず、利用料金は保護者負担となります。

○企業主導型保育施設を利用する場合

【該当施設】

町内:該当施設なし

町外:リオンドール保育園、あおいほいくえん(ともに会津若松市) など

【お手続き等】

企業主導型保育施設をご利用の場合は、子育てのための施設等利用給付の対象外となります。(ただし、国の制度により、3～5歳児と住民税非課税世帯の0～2歳児の保育料が無償化となります。)

入園のお手続きや、利用料金等は、施設へ直接ご確認ください。

なお、「従業員枠」ではなく、「地域枠」で入園される場合は、2ページに記載する2号認定または3号認定を受ける必要があります。認定の手続きについては、こども教育課へお問い合わせください。

9 その他留意事項等

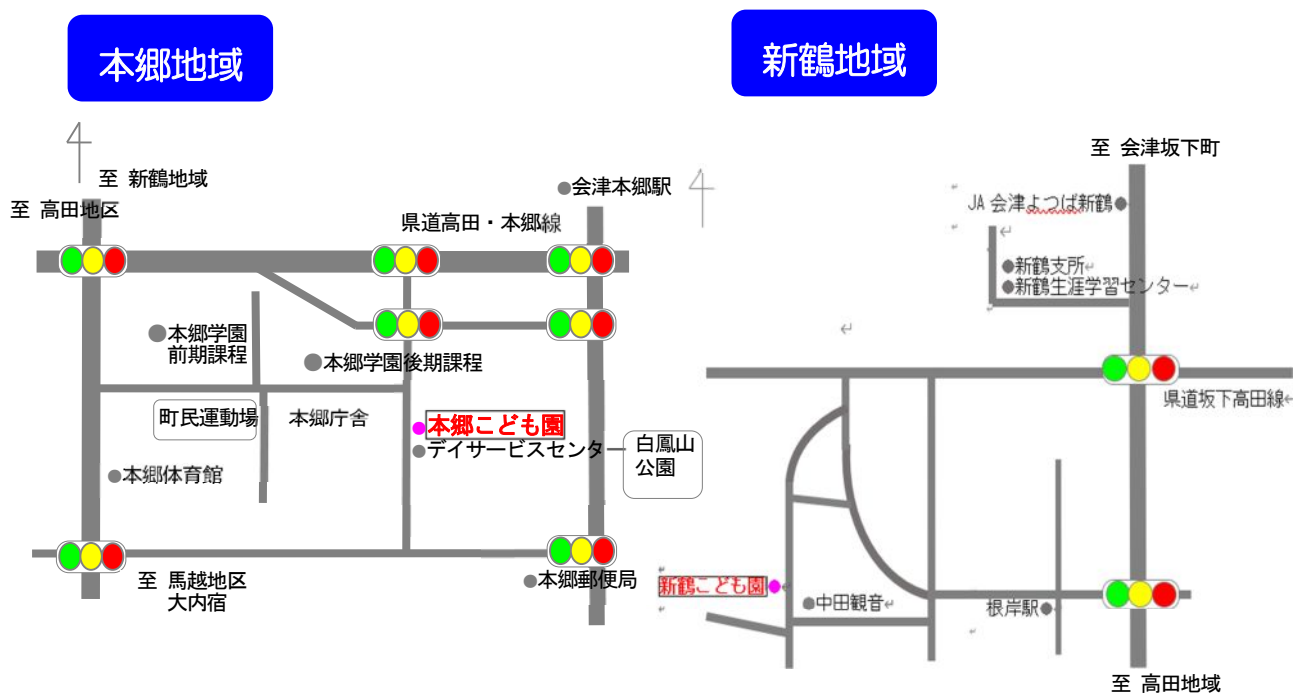
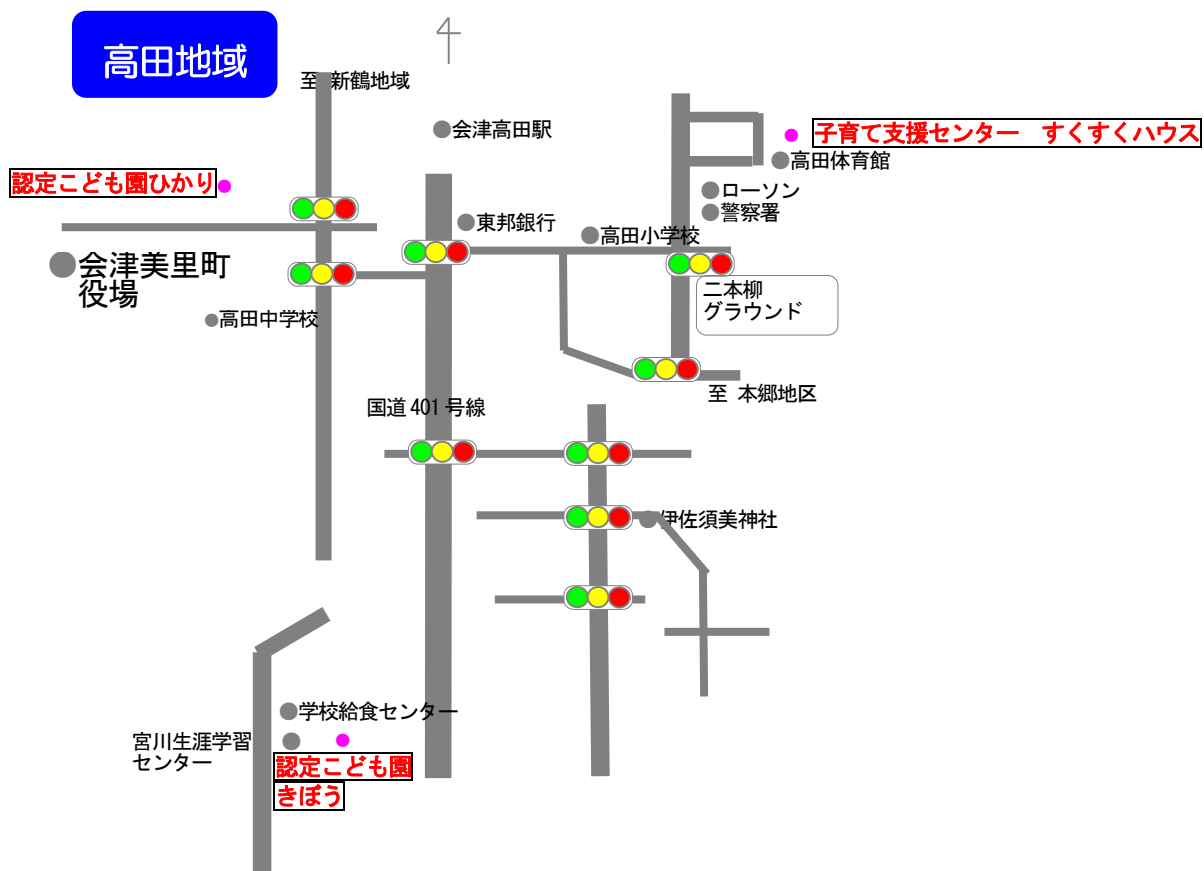
- ◆ 児童の発育、発達に心配なことや気になることがある場合や、医療機関から入園の条件(支援員の加配等)を伝えられている場合には、必ず入園申込前に施設を見学し、園にご相談ください。ただし、感染症の拡大状況により見学を制限する場合があります。なお、お子様やまわりの児童の安全が確保できない場合等には、園での受け入れが難しい場合がありますので、必要に応じて他のサービス(障がい福祉サービス・児童発達支援など)のご利用もご検討ください。
- ◆ 児童の心身の状態により、必要と判断した場合は、支援員等の加配職員による支援をお勧めする場合があります。ただし、近年、保育士を十分に確保することが困難であることなどから、加配職員を必要数確保できない場合もありますのでご了承ください。
- ◆ 児童への医療行為は原則として行いませんが、医師が処方したもので、入園施設に備え付けの投薬依頼書等により依頼を受け、実施可能な場合は薬の投与を行います。(市販薬の投与は行いません。)
- ◆ 利用者負担額(保育料)や給食費の算定に用いる市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除額や寄附金税額控除額など、国が定める控除額差引前の課税額となります。
- ◆ 以下に該当する場合や、申込書類の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに園に申し出てください。申し出がなく、届出が遅れた場合は、教育・保育給付認定や施設等利用給付認定を遡って取り消し、各施設が定める公定価格(教育・保育に関する基本単価及び各種加算分)や利用料金を全額自己負担していただく場合がありますのでご注意ください。

【園にお申し出(届出)していただきたい事例】※届出用紙は園からお渡します。

- ・住所変更(町内転居、町外への転出)
- ・婚姻や離婚による保護者変更(事実婚や養子縁組の場合も含む)
- ・離職、就職、転職
- ・同じ職場(雇用主)であっても、雇用期間やひと月内の就労時間が変わる場合
- ・産前産後休暇や育児休業を取得する場合
- ・1号認定から2号認定に切り替える場合(逆の場合も)
- ・退園、休園したい場合



11 町内認定こども園等マップ



～入園申込書類のダウンロード～

11 ページに記載のお申込書類は、こども園やこども教育課で配付しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。



～お問合せ～

会津美里町教育委員会 こども教育課こども教育係

〒969-6292

福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地

TEL 0242-55-0344

メール kyoiku@town.aizumisato.fukushima.jp